

参考資料

平成30年第4回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

		ページ番号
・議案第141号関係	...	1
(三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について)		
・議案第142号関係	...	2
(三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部改正について)		
・議案第143号関係	...	3
(三豊市職員の給与に関する条例の一部改正について)		

【議案第141号関係】

三豊市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年三豊市条例第54号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。	(支給方法) 第5条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給方法は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号。以下「職員給与条例」という。)及び職員旅費条例の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による。この場合において、職員給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第4項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「議会議員」と、「合計額」とあるのは「月額議員報酬額」と、「給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「月額議員報酬額に100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第142号関係】

三豊市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(平成18年三豊市条例第58号) 一部改正
新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後 (案)	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【第2条関係】

改正後 (案)	現 行
(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。	(期末手当等) 第4条 特別職の職員の受ける期末手当の額は、三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号)の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)の例による(ただし、三豊市職員の給与に関する条例第27条及び第28条の規定は、適用しない。)。この場合において、同条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「特別職の職員」と、「職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の20」と読み替えるものとする。

【議案第143号関係】

三豊市職員の給与に関する条例(平成18年三豊市条例第61号) 一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】

改正後（案）	現 行
（初任給調整手当） 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万4,800円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 （宿日直手当） 第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務又は日直勤務にあつては<u>2万1,000円</u>、救急の外来患者等に関する看護業務、医療技術業務、事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務については8,000円)を宿日直手当として支給する。ただし、年末年始においては当該金額に100分の200を乗じて得た額とする。 2 略 （期末手当） 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで_____においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在_____)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 （勤勉手当） 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて	（初任給調整手当） 第11条 新たに採用された医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員には、月額<u>41万4,300円</u>を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに、その額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2 略 （宿日直手当） 第23条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,200円</u>(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿直勤務又は日直勤務にあつては<u>2万円</u>、救急の外来患者等に関する看護業務、医療技術業務、事務処理等のための宿直勤務又は日直勤務については8,000円)を宿日直手当として支給する。ただし、年末年始においては当該金額に100分の200を乗じて得た額とする。 2 略 （期末手当） 第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条まで<u>並びに附則第11項第3号及び第4号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ、在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2・3 略 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第11項第4号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5 略 （勤勉手当） 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項<u>及び附則第11項第4号</u>において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外にあつてはこれに対する地域手当の月額を加算した額に_____100分の90を乗じて

96	295,600	343,500	382,800							96	295,200	343,100	382,400						
97	295,800	343,700	383,500							97	295,400	343,200	383,100						
98	296,100	344,100	384,100							98	295,700	343,700	383,700						
99	296,500	344,500	384,700							99	296,100	344,100	384,300						
100	296,900	344,800	385,300							100	296,500	344,400	384,900						
101	297,100	345,100	386,000							101	296,700	344,700	385,600						
102	297,400	345,500	386,600							102	297,000	345,100	386,200						
103	297,800	345,900	387,200							103	297,400	345,500	386,800						
104	298,100	346,300	387,800							104	297,700	345,900	387,400						
105	298,300	346,800	388,500							105	297,900	346,400	388,100						
106	298,600	347,200								106	298,200	346,800							
107	299,000	347,600								107	298,600	347,200							
108	299,300	348,000								108	298,900	347,600							
109	299,500	348,500								109	299,100	348,100							
110	299,900	348,900								110	299,500	348,500							
111	300,300	349,200								111	299,900	348,800							
112	300,600	349,500								112	300,200	349,100							
113	300,800	350,000								113	300,300	349,600							
114	301,000									114	300,600								
115	301,300									115	300,900								
116	301,700									116	301,300								
117	301,900									117	301,500								
118	302,100									118	301,700								
119	302,400									119	302,000								
120	302,700									120	302,300								
121	303,100									121	302,700								
122	303,300									122	302,900								
123	303,600									123	303,200								
124	303,900									124	303,500								
125	304,200									125	303,800								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。										備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。									
別表第2(第4条関係)										別表第2(第4条関係)									
医療職給料表										医療職給料表									
ア 医療職給料表(一)										ア 医療職給料表(一)									
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級					職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級				
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
再任用職員以外の職員		円	円	円	円					再任用職員以外の職員		円	円	円	円				
1		247,900	333,100	397,900	471,700					1		246,400	331,800	396,700	471,100				
2		250,400	336,100	400,800	474,000					2		248,900	334,800	399,600	473,400				
3		252,900	339,000	403,700	476,200					3		251,400	337,700	402,500	475,600				
4		255,400	342,000	406,500	478,500					4		253,900	340,700	405,300	477,900				
5		257,600	344,700	409,100	480,700					5		256,200	343,400	408,000	480,200				
6		261,400	348,000	411,800	482,900					6		260,000	346,700	410,700	482,400				
7		265,200	351,100	414,600	485,100					7		263,800	349,800	413,500	484,600				
8		269,000	354,200	417,300	487,300					8		267,600	352,900	416,200	486,800				
9		272,600	357,000	419,500	489,300					9		271,200	355,700	418,600	488,800				

65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,700	521,400		66		469,200	521,000	
67		470,400	522,100		67		469,900	521,700	
68		471,000	523,000		68		470,600	522,600	
69		471,300	523,900		69		470,900	523,500	
70		472,000	524,700		70		471,600	524,300	
71		472,700	525,600		71		472,300	525,200	
72		473,400	526,500		72		473,000	526,100	
73		473,800	527,300		73		473,400	526,900	
74		474,400	528,200		74		474,000	527,800	
75		475,100	529,100		75		474,700	528,700	
76		475,800	529,800		76		475,400	529,400	
77		476,200	530,600		77		475,800	530,200	
78		476,800	531,500		78		476,400	531,100	
79		477,400	532,400		79		477,000	532,000	
80		477,900	533,300		80		477,500	532,900	
81		478,500	534,100		81		478,100	533,700	
82		479,000	535,000		82		478,600	534,600	
83		479,500	535,900		83		479,100	535,500	
84		480,000	536,800		84		479,600	536,400	
85		480,400	537,600		85		480,000	537,200	
86		481,000	538,500		86		480,600	538,100	
87		481,400	539,400		87		481,000	539,000	
88		481,900	540,300		88		481,500	539,900	
89		482,400	541,100		89		482,000	540,700	
90		483,000			90		482,600		
91		483,600			91		483,200		
92		484,000			92		483,600		
93		484,500			93		484,100		
94		485,100			94		484,700		
95		485,700			95		485,300		
96		486,300			96		485,900		
97		486,800			97		486,400		
再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	再任用職員	295,800	338,200	392,600	465,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		額	額	額	額	額	額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円	円
1		149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
2		150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
3		151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
4		153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
5		154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
6		156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
7		157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		額	額	額	額	額	額
再任用職員以外の		円	円	円	円	円	円
1		147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300
2		148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300
3		150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500
4		151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700
5		152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600
6		154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800
7		156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800

63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100		
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400		
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600		
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500	405,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200	406,200		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800	406,500		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200	406,700		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700			
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200			
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700			
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300			
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800			
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000			
86		289,500	325,400	346,300			86		289,100	325,000	345,900				
87		289,700	325,600	346,600			87		289,300	325,200	346,200				
88		289,900	326,000	346,900			88		289,500	325,600	346,500				
89		290,300	326,400	347,300			89		289,900	326,000	346,900				
90		290,500	326,800	347,600			90		290,100	326,400	347,200				
91		290,700	327,200	348,000			91		290,300	326,800	347,600				
92		290,900	327,600	348,300			92		290,500	327,200	347,900				
93		291,300	327,900	348,700			93		290,900	327,500	348,300				
94		291,500	328,100	349,000			94		291,100	327,700	348,600				
95		291,700	328,500	349,300			95		291,300	328,100	348,900				
96		292,000	328,800	349,600			96		291,600	328,400	349,200				
97		292,400	329,000	349,900			97		292,000	328,600	349,500				
98		292,700	329,300	350,300			98		292,300	328,900	349,900				
99		292,900	329,600	350,700			99		292,500	329,200	350,300				
100		293,200	329,900	351,100			100		292,800	329,500	350,700				
101		293,500	330,100	351,600			101		293,100	329,700	351,200				
102		293,700	330,400	352,000			102		293,300	330,000	351,600				
103		293,900	330,800	352,400			103		293,500	330,400	352,000				
104		294,200	331,000	352,800			104		293,800	330,600	352,400				
105		294,500	331,200	353,300			105		294,100	330,700	352,900				
106			331,400	353,700			106			331,000	353,300				
107			331,800	354,100			107			331,400	353,700				
108			332,000	354,500			108			331,600	354,100				
109			332,200	355,000			109			331,800	354,600				
110			332,600	355,400			110			332,200	355,000				
111			333,000	355,800			111			332,600	355,400				
112			333,400	356,200			112			333,000	355,800				
113			333,600	356,700			113			333,200	356,300				
再任用職		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	再任用職		188,300	214,900	243,100	256,500	281,700	322,400

100	286,700	318,600	351,400	369,200	100	286,300	318,200	351,000	368,800
101	287,500	319,000	351,900	369,800	101	287,100	318,600	351,500	369,400
102	288,300	319,600	352,300	370,300	102	287,900	319,200	351,900	369,900
103	289,100	320,200	352,800	370,800	103	288,700	319,800	352,400	370,400
104	289,900	320,800	353,200	371,200	104	289,500	320,400	352,800	370,800
105	290,600	321,200	353,500	371,800	105	290,200	320,800	353,100	371,400
106	291,100	321,700	354,000	372,300	106	290,700	321,300	353,600	371,900
107	291,600	322,200	354,400	372,800	107	291,200	321,800	354,000	372,400
108	292,100	322,700	354,700	373,300	108	291,700	322,300	354,300	372,900
109	292,300	323,100	355,200	373,900	109	291,900	322,700	354,800	373,500
110	292,600	323,500	355,700	374,300	110	292,200	323,100	355,300	373,900
111	292,800	323,800	356,200	374,800	111	292,400	323,400	355,800	374,400
112	293,200	324,100	356,700	375,300	112	292,800	323,700	356,300	374,900
113	293,500	324,500	357,200	375,900	113	293,100	324,100	356,800	375,500
114	293,700	324,900	357,700		114	293,300	324,500	357,300	
115	294,100	325,300	358,200		115	293,700	324,900	357,800	
116	294,400	325,600	358,600		116	294,000	325,200	358,200	
117	294,700	325,800	359,000		117	294,300	325,400	358,600	
118	295,000	326,100	359,400		118	294,600	325,700	359,000	
119	295,300	326,500	359,900		119	294,900	326,100	359,500	
120	295,700	326,700	360,400		120	295,300	326,300	360,000	
121	296,000	326,900	360,800		121	295,600	326,500	360,400	
122	296,400	327,200	361,300		122	296,000	326,800	360,900	
123	296,700	327,500	361,800		123	296,300	327,100	361,400	
124	297,100	327,800	362,300		124	296,700	327,400	361,900	
125	297,300	328,000	362,600		125	296,900	327,600	362,200	
126	297,500	328,300			126	297,100	327,900		
127	297,800	328,700			127	297,400	328,300		
128	298,200	328,900			128	297,800	328,500		
129	298,400	329,100			129	298,000	328,600		
130	298,700	329,300			130	298,300	328,900		
131	299,100	329,700			131	298,700	329,300		
132	299,500	329,900			132	299,100	329,500		
133	299,700	330,200			133	299,300	329,800		
134	300,000	330,600			134	299,600	330,200		
135	300,400	331,000			135	300,000	330,600		
136	300,700	331,400			136	300,300	331,000		
137	300,900	331,700			137	300,500	331,300		
138	301,200	332,100			138	300,800	331,700		
139	301,600	332,500			139	301,200	332,100		
140	301,900	332,900			140	301,500	332,500		
141	302,100	333,200			141	301,700	332,800		
142	302,500	333,600			142	302,100	333,200		
143	302,900	333,900			143	302,500	333,500		
144	303,200	334,300			144	302,800	333,900		
145	303,400	334,600			145	302,900	334,200		
146	303,600	335,000			146	303,200	334,600		
147	303,900	335,400			147	303,500	335,000		
148	304,300	335,800			148	303,900	335,400		
149	304,500	336,100			149	304,100	335,700		
150	304,700	336,500			150	304,300	336,100		
151	305,000	336,900			151	304,600	336,500		
152	305,300	337,300			152	304,900	336,900		
153	305,700	337,600			153	305,300	337,200		
154	305,900				154	305,500			

155	306,100							155	305,700							
156	306,400							156	306,000							
157	306,700							157	306,300							
158	307,000							158	306,600							
159	307,300							159	306,900							
160	307,600							160	307,200							
161	308,000							161	307,600							
162	308,300							162	307,900							
163	308,600							163	308,200							
164	308,900							164	308,500							
165	309,300							165	308,900							
166	309,600							166	309,200							
167	309,900							167	309,500							
168	310,200							168	309,800							
169	310,600							169	310,200							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	再任用職員		234,700	255,000	262,200	272,400	288,700	325,800	
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。								備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。								

【第2条関係】

改正後（案）	現 行
（期末手当） 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4・5 略 （勤勉手当） 第29条 略 2 略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額	（期末手当） 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）6箇月 100分の100 （2）5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3）3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4）3箇月未満 100分の30 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。 4・5 略 （勤勉手当） 第29条 略 2 略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外にあってはこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に100分の45
を乗
じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
略									
再任用職員以外の職員	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600	381,600	393,300			
	95		295,200	343,100	382,200	393,600			
	96		295,600	343,500	382,800	393,800			
	97		295,800	343,700	383,500	394,000			
	98		296,100	344,100	384,100	394,300			
	99		296,500	344,500	384,700	394,600			
	100		296,900	344,800	385,300	394,800			
	101		297,100	345,100	386,000	395,000			
	102		297,400	345,500	386,600				
略									
略									

備考 略

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一) 略

イ 医療職給料表(二) 略

ウ 医療職給料表(三)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
略							
再任用職員以外の職員	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
略							
略							

備考 略

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤
勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の
42.5、12月に支給する場合には100分の47.5を乗
じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
略									
再任用職員以外の職員	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600	381,600				
	95		295,200	343,100	382,200				
	96		295,600	343,500	382,800				
	97		295,800	343,700	383,500				
	98		296,100	344,100	384,100				
	99		296,500	344,500	384,700				
	100		296,900	344,800	385,300				
	101		297,100	345,100	386,000				
	102		297,400	345,500	386,600				
略									
略									

備考 略

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一) 略

イ 医療職給料表(二) 略

ウ 医療職給料表(三)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
略							
再任用職員以外の職員	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		
	97	284,400	317,000	350,100	367,700		
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		
	101	287,500	319,000	351,900	369,800		
	102	288,300	319,600	352,300	370,300		
略							
略							

備考 略